

令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田将は、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和6年12月5日(木) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 10名

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員 | 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員 | 9. 時田 将 委員 | 10. 山田 芳裕 委員 |
| 11. 皆川 利一 委員 | | |

欠席委員 1名

8. 奥山 喜和子委員

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 尾形 真宏 委員 | 飯田 展久 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | 渋谷 庄司 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 4名

- 事務局長 市村 昌子
事務局次長 浅海 一洋
主査 横山 晃
主事補 田中 一季

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | | |
|-------|----------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 4件 |
| 報告第1号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | 6件 |
| 報告第2号 | 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について | 1件 |

5 開会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 本会議に傍聴の希望がありましたのでご了承願います。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

5番、板橋睦男委員、
6番、熊谷弘和委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声多数あり）

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は1班です。
川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長 議長
時田 議長 3番、川村誠司班長
川村 班長 1班の現地調査の報告をいたします。
12月2日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員4名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員4名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について4件です。
1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で1班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたしますが、審議番号1及び審議番号2は関連していますので、一括審議としたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」との声多数あり）

時田 議長 ご異議なしと認め、審議番号1及び審議番号2を一括審議といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

横山 主査 議長
時田 議長 横山主査
横山 主査 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2は関連しておりますので、一括してご説明いたします。
申請地は、審議番号1が、畑1筆、面積6,473平方メートルの内3,291平方メートルの所有権移転で、審議番号2は、畑1筆、面積6,473平方メートルの内3,252平方メートルの賃借権で、用途は資材置場用地です。

申請理由は、譲受人は金属製品製造業を営んでおりますが、事業拡大により現在の資材置場が不足することにより今回新たに資材置場を増設するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

なお、本申請は譲渡人の意向により、ひとつの事業を所有権移転と賃借権に分け、二つの申請となっているものです。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を整地後の砂利敷きとし、自然浸透させるとともに、周囲を安全鋼板及び隣地との境界にある傾斜を利用し、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、資材製造所から約700メートルと利便性が極めて良いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、金融機関の残高証明書により確認しています。関係法令につきましても、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われま。

以上です。

時田 議長
石井 委員
時田 議長
石井 委員

現地調査の報告を求めま。

議長

7番、石井正美委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1及び審議番号2を一括して報告いたしま。

12月2日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しま。

申請地は、審議番号1が、畑1筆、面積6,473平方メートルの内3,291平方メートルの普通畑です。

審議番号2は、畑1筆、面積6,473平方メートルの内3,252平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、鋼材等の盗難対策について確認したところ、警備会社への委託を検討していること、門型クレーンの設置があることから、転用期間が1か月で問題ないか確認したところ、3か月に変更するとのことでした。次に、前面道路がバイパスのカーブ付近であることから、工事期間中はもとより、施工後においても車両の出入りは十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出し、提出6か月後に転用事実確認書を提出し、地目変更を行い、事業計画に変更等が生じ

た場合は農業委員会事務局に相談するよう指導しました。次に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。最後に、本案件は賃借権及び所有権移転による同一事業に伴う転用であることから、登記の方法を確認したところ、分筆後に登記をするとのことであったことから、許可書と地番が違って問題はないか確認したところ、問題はないとのことでした。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1及び審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号1及び審議番号2は可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

田中主事補

議長

時田 議長

田中主事補

田中主事補

同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、合計面積738平方メートルの賃借権による車両置場用地です。

申請理由は、譲受人は柏市で建築物等の解体業を営んでおり、現在、柏市の会社に車両等を置けていますが、事業拡大に伴い工事用車両の増車を予定していることから車両置場を設けるもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を転圧後の砂利敷きとし、自然浸透させるとともに、周囲を既設及び新設ブロック2段で囲うことにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、水管、下水道管、ガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受すること

ができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共・公益的施設が存することから、第3種農地に該当します。

資金につきましては、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましても、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われまます。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

高橋 委員

議長

時田 議長

2番、高橋雅浩委員

高橋 委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号3を報告いたします。

12月2日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積738平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、出入口付近のバス停及び縁石について確認したところ、バス停は都市計画課と協議し、縁石についてはそのままであるとのことであったことから、車両の出入りに危険が無いよう配慮してほしい旨お願いしたところ、本日、修正された土地利用計画図を確認しました。次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出し、提出6か月後に転用事実確認書を提出し、地目変更を行い、事業計画に変更等が生じた場合は農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号3は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号4を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

横山 主査 議長

時田 議長 横山主査

横山 主査 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号4をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積308平方メートルの所有権移転による専用住宅用地です。

申請理由は、現在、譲受人は賃貸住宅に住んでおりますが、住居が手狭になってきたこと、また、親が高齢になってきたことから、親に介護等を考え、実家の近くに新居を設けるもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、親の所有地であり、実家からも近いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、金融機関の融資証明書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われま

す。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

時田 議長 鈴木久夫推進委員

鈴木 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号4を報告いたします。

12月2日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積308平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、本事業の一部が現況駐車場になっていることから、契約者との解約等には問題はないか確認したところ、問題はないとのことでした。次に、許可予定から着工予定までの期間が長かったことから理由を

確認したところ、特に理由は無く訂正するとのことでした。次に、転用地以外の隣接農地を資材置場等に使用しないこと、資材搬入時等は、安全管理を徹底すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに転用事実確認書を提出し、地目変更を行い、事業計画に変更等が生じた場合は農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号4について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号4は可決されました。

時田 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第2号までを事務局から報告願います。

田中主事補

議長

時田 議長

田中主事補

田中主事補

議案書の4ページから5ページをご覧ください。

報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について6件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。

報告第2号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 7年 1月 10日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 板橋 睦男

鎌ヶ谷市農業委員会委員 熊谷 弘和